

Info
8

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の皆さんへ

令和3年4月から介護保険料が改定されました

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。「長寿いきいき安心プラン(第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画)」の策定に伴い、介護保険料が変更になりましたのでお知らせします。

問い合わせ 長寿介護課介護保険係(プラザけやき内☎37-1253)



■ 第8期介護保険事業計画を策定

市では、高齢者人口増加に伴うサービス利用対象者の増加など、介護保険事業を取り巻く状況の変化に応じて、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行っています。

今回策定された計画では、市の介護保険事業費は3年間で総額110億9,890万円を超えると推計しています。

■ 4月から介護保険料が変更されました

令和3年度から5年度の介護保険料は、長寿いきいき安心プランの中で、市の介護サービスに係る費用をまかなえるように算出されます。これにより、65歳以上の人(第1号被保険者)の月額基準額が5,000円から5,100円になりました。高齢化率の上昇により、介護給付費が増加しておりますが、皆さんが納めた保険料の一部を積み立てている基金を取り崩

し、介護保険料に充当することにより、保険料の上昇をできるだけ抑えました。

介護保険料は、市民税課税状況に応じて段階を設けて年間の納付額を算出しますが、法令の改正により段階区分の基準となる所得指標の見直しが行われました。詳しくは、ホームページまたは介護保険制度周知用パンフレット「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

■ 第2号被保険者(40歳~64歳の人)の介護保険料について

40歳から64歳の方は、加入している医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めています。保険料の算定方式など詳しくは、加入している医療保険者(健康保険組合など)へ問い合わせください。

■ 65歳以上の人の所得段階別介護保険料

令和2年度まで(基準月額 5,000円)

令和3年度から(基準月額 5,100円)

所得段階	年間保険料額
第1段階	1万8,000円
第2段階	3万円
第3段階	4万2,000円
第4段階	5万4,000円
第5段階	(基準年額) 6万円
第6段階	7万2,000円
第7段階	7万8,000円
第8段階	9万円
第9段階	10万2,000円



所得段階	所得段階の説明	年間保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金を受給している市民税世帯非課税者 ・市民税世帯非課税者で、本人の収入等が80万円以下の人	1万8,300円
第2段階	市民税世帯非課税者で、本人の収入等が <u>80万円を超え120万円以下</u> の人	3万600円
第3段階	市民税世帯非課税者で、本人の収入等が <u>120万円を超える</u> 人	4万2,800円
第4段階	本人が市民税非課税者(同一世帯内に市民税課税者がいる場合)で、本人の収入等が <u>80万円以下</u> の人	5万5,000円
第5段階	本人が市民税非課税者(同一世帯内に市民税課税者がいる場合)で、本人の収入等が <u>80万円を超える</u> 人	(基準年額) 6万1,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が <u>120万円未満</u> の人	7万3,400円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が <u>210万円未満</u> の人	7万9,500円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が <u>320万円未満</u> の人	9万1,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が <u>320万円以上</u> の人	10万4,000円